

職場でのハラスメントに関する相談窓口

【総合労働相談コーナー】

職場のトラブルに関するご相談や、解決のための情報提供をワンストップで行っている相談窓口です。
あらゆる分野の労働問題（性的指向・性自認に関連する労働問題含む）を対象としており、学生や就活生、外国人労働者等からの相談も受け付けています。予約は不要、ご利用は無料です。

- ▶ 相談時間：午前9時30分～午後5時（月曜日～金曜日）、土日・祝日・年末年始はお休み
 - ▶ 相談方法：電話または面談（終了時間の30分前まで）
- ※総合労働相談員が非番のときがありますので、まずは「電話」にてご相談ください。

【近隣の総合労働相談コーナー】

- 一宮総合労働相談コーナー（一宮労働総合庁舎2階）：0586-80-8088 ※12:00～13:00は相談不可
- 愛知労働局総合労働相談コーナー（名古屋合同庁舎第1号館8階）：052-972-0266

なくそうDV 困ったときには相談を

配偶者や恋人等からの暴力（DV）で悩んでいませんか？ ひとりで悩まず、まずはご相談ください。身体的暴力のみならず、精神的・性的暴力もDVにあたります。

●全国共通の短縮ダイヤル

発信地等の情報から、最寄りの相談機関に電話がつながります。

DV相談（相談機関：配偶者暴力相談支援センター） #8008（はれれば）

性暴力被害相談（相談機関：ワンストップ支援センター） #8891（はやくワンストップ）

●DV相談+（プラス）

電話とプラス相談箱は24時間対応です。外国語にも対応しています。

スマートフォンからは右の二次元コードよりご利用ください。

電話：0120-279-889（つなぐ はやく）



DV相談+（プラス）

●一宮市女性悩みごと相談

相談時間：月～金 10:00～12:00、13:00～16:30、祝日・年末年始は休み

相談方法：面接、電話

相談場所：子ども家庭相談課（本庁舎4階）

電話：0586-28-9149



『いーぶん』は『男女共同参画』に関する様々な情報や話題を皆さんに提供する情報紙です。
『いーぶん』という名称には、男女の平等『EVEN』とみんなの『言い分』という意味が込められています。

編集協力者／岡西 美子、吉田 和江、伊藤 孝司、岩田 宏美 編集・イラスト協力者／後藤 明美

編集・発行／一宮市総合政策部政策課

〒491-8501 一宮市本町2-5-6 TEL 0586-28-8952

Eメール seisaku@city.ichinomiya.lg.jp ウェブサイト <https://www.city.ichinomiya.aichi.jp/>

*政策課のウェブサイト（ページID 1011667）では、『いーぶん』のバックナンバーがご覧いただけます。

*『いーぶん』は市内公共施設で配布しています。配布場所については政策課にお問い合わせください。

ご意見お待ちしております

今回の「いーぶん54号」をご覧いただきました感想、ご意見を受け付けています。
右の二次元コードからお願いします。
ご意見受付期間：2027年3月31日まで。



Vol.54

2026(令和8)年9月

いちのみやし男女共同参画情報紙

いーぶん

素敵なパートナーになるために



時代や環境の変化に伴い、世の中には数多くの「〇〇ハラスメント」という言葉があふれています。

自分には悪気がなくても、無意識のうちにだれかを傷つけ、加害者になってしまうリスクがあります。

身近な場面で起こりうるハラスメントについて考えてみましょう。

特集

いーぶんハラスメント?

その言葉、ハラスメントの

「境界線」を越えていませんか？

ハラスメントとは、嫌がらせやいじめ、相手を不快にさせるような言葉や行動のことです。
許されないことではありますが、無自覚に相手を傷つけている場合もあります。
ハラスメントについて知り、自分の発言や行動を振り返ってみましょう。



Check

1つでもあてはまると、
ハラスメントの可能性が！

- ☐ 他の社員が見ている前で、大声で激しく叱責する
- ☐ 自分自身が原因で起きたミス、部下に責任転嫁する
- ☐ 「ちょっと太った（やせた）んじゃない？」
- ☐ 励ます、褒めるなどのつもりで、身体に不必要な接触をする
- ☐ 本人の意思を確認せず、妊婦には大変だと思ってプロジェクトから外す
- ☐ 子どもが熱を出したので父親が休もうとすると、「保育園のお迎え、お父さんじゃないとだめなの？」と言う
- ☐ 「親の介護で休むなんてありえない。」
- ☐ 「最初が男の子なら跡継ぎができて安泰だね。」
- ☐ 「女の子なんだからそんなボーイッシュな髪型、服装にしないで。」
- ☐ 「若いんだから、それくらいの疲れは一晚寝れば治るよ。」
- ☐ Aさん（中高年）が音楽の話題に入ろうとしたら、「Aさんには、わかりないと思いますよ。」と拒絶する
- ☐ 「結婚の予定は？」
- ☐ 「独身は気楽でいいよね。」
- ☐ 「（本人に無許可で）Bさん、トランスジェンダーなんだって。知ってた？」
- ☐ 申込書の必須事項として、男性と女性のどちらかで性別を選択させる



境界線

マタハラ

パタハラ

ケアハラ

（マタニティハラスメント／パタニティハラスメント／ケアハラスメント）

- マタハラ：妊娠・出産・育児をする女性社員への不当な扱い
 - パタハラ：男性社員の育児休業の取得や育児への参加をはばむ言動
 - ケアハラ：家族の介護をしながら働く社員に対する嫌がらせや制限
- 【法的根拠】男女雇用機会均等法、育児・介護休業法

ジェンハラ

（ジェンダーハラスメント）

「男のくせに」「女らしく」といった、性別による固定観念や偏見に基づく嫌がらせや差別のこと。本人に悪意や嫌がらせの意図がなく、「思い込み」であっても、一人の人間としての個性や能力を否定することにつながります。



マリハラ

（マリッジハラスメント）

未婚者に対して、結婚しない理由を執拗に詮索したり、結婚に関する圧力をかけたりすること。「親切心」や「ただの雑談」のつもりであっても、受け手が心理的負担を感じることもあり、親族間でも起こりやすいです。

エイハラ

（エイジハラスメント）

世代や年齢を理由に、相手を不当に扱ったり、嫌な思いをさせたりする言葉や行動のこと。必ずしも悪意から始まるとは限らず、「相手の年齢に応じた配慮」のつもり言葉や行動が、結果的に相手を傷つける場合もあります。



SOGIハラ

（SOGIハラスメント）

「性的指向（好きになる性）」や「性自認（心の性）」に関する差別的な言動、嫌がらせのこと。また、望まない性別での生活を強要する、アウティング*といった不利益な取り扱いをすること。
*アウティング：本人の許可なく、その人の性的指向や性自認を第三者に暴露すること

自分を守り、相手も大切にするために

パワハラやセクハラなど、様々なハラスメントがありますが、それぞれが切り離されているわけではありません。ハラスメントの境界線は、自分の意図ではなく、相手の受け止め方にあります。

1つの言動が複数のハラスメントの境界線を同時に越えてしまうこともあり得ますが、ハラスメントを過度に恐れる必要はありません。日頃のコミュニケーションで良好な関係を築くこと、相手の立場に立った思いやりのある言動、これらを大切にしましょう。